

四街道市立小中学校における

## 業務改善推進プラン

(四街道市立学校の教育職員に関する  
業務量・健康確保措置実施計画)



四街道市教育委員会

令和5年4月策定

令和8年4月改定

## 目 次

1	はじめに	P 2
2	本プランの目的	P 2
3	四街道市の現状	P 3
4	四街道市の目標	P 3
5	取組の方針	P 4
6	計画の期間	P 4
7	教育委員会の具体的取組	P 5～9
8	取組の検証・改善	P 10
9	学校の具体的取組	P 11～13
10	一年単位の変形労働時間制の導入について	P 14～15
	教育委員会の具体的取組チェックリスト	P 16～17
	学校の具体的取組チェックリスト	P 18～19

## 1 はじめに

これまで学校は社会、家庭、地域コミュニティの変化に伴う新たな教育内容に取り組む一方で、様々な教育課題の改善、解決にも学校の責務とし、教育職員は日々誠実に応じてきた。しかしながら、これらの対応に追われ、教育職員の勤務時間と労働内容の均衡を欠くものとなっている。

この背景には、本来家庭や地域社会と役割を分担すべきことが学校に集中していたり、教育職員が連綿と受け継ぎ発展させてきた教育活動、業務運営が現状に適合しにくくなっていたりする状況がうかがえる。このことは教育職員の心身の健康維持のためにも改善が喫緊の課題となっている。

この現状に対し、これまでに国及び県が行った学校における働き方改革に係る法令、指針等を受け、本市内小中学校においても様々な取組を進めてきた。また、本市においては、令和4年12月に四街道市小中学校管理規則の改正を行い、時間外在校等時間を規則に定めた時間の範囲内とするよう、教育職員の適切な業務量を根拠づけた。

また、令和5年4月には、「四街道市立小中学校 業務改善推進プラン（本プラン）」を策定し、本市内小中学校が働き方改革を計画的かつ速やかに実行することにより、教育職員が心身ともに健康を保ち、子供たちの教育に邁進できる学校づくりを目指している。

さらに、令和8年4月には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第8条に基づき、本プランを四街道市立学校の教育職員に関する業務量・健康確保措置実施計画としても位置付けるために、改定を行った。

※教育職員：給特法に示されている、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び、寄宿舎指導員をいう。

## 2 本プランの目的

教育職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。

### 3 四街道市の現状

これまでに国及び県が行った学校における働き方改革に係る法令、指針等を受け、本市内小中学校においても様々な取組を進めてきた。また、本市においては、令和4年12月に四街道市小中学校管理規則の改正を行い、時間外在校等時間を規則に定めた時間の範囲内とするよう、教育職員の適切な業務量を示した。

また、令和5年4月に「四街道市立小中学校 業務改善推進プラン」を策定し、本市内小中学校が働き方改革を計画的かつ速やかに実行することにより、教育職員が心身ともに健康を保ち、子供たちの教育に邁進できる学校づくりに取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

#### 【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年間平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	470時間	38.1%	5.3%
中学校	559時間	48.5%	11.9%

### 4 四街道市の目標

#### 【目標】

- ・時間外在校等時間が、1か月45時間以内、1年360時間以内の割合を100%にする。
- ・年間の年次休暇の平均取得日数を令和6年度よりも増加させる。

【17.6日（小学校）、14.8日（中学校） ※令和6年度】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。

【15.9% ※令和7年度】

#### 【勤務時間の上限について】（四街道市小中学校管理規則）

○1か月の時間外在校等時間について、45時間以内

○1年間の時間外在校等時間について、360時間以内

※児童生徒に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内、かつ、時間外在校等時間45時間超の月は年間6月まで）

## 5 取組の方針

学校における働き方改革とは、単に教育職員の在校時間を短縮すれば良いというものではない。上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、家に持ち帰って業務を行う時間が増えたりすることを意図するものではない。また、これまで学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、学習指導要領を円滑に実施していくためには、教育職員の業務量を減らすという業務改善の側面とともに、教育職員一人一人が、「子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする。」という働き方を見直し、勤務時間を意識し、限られた時間の中で、計画的・効率的に業務を行おうとする意識を持つという、教育職員の意識改革との両輪で進めていくことが必要である。さらに、取組を推進するためには家庭や地域、関係機関の理解・支援も不可欠である。

これらのことから、次の3つの柱、6つの方針のもとで取組を推進する。

### 【取組のための3つの柱と6つの方針】

#### (1) 環境整備

- ①方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ
- ②業務改善の推進
- ③部活動の負担軽減

#### (2) 意識改革

- ④勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

#### (3) 連携

- ⑤学校を支援する人材の確保
- ⑥学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

## 6 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4カ年）※令和8年4月改定時

## 7 教育委員会の具体的取組

※ゴシック体は、文部科学省が示している「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」から、学校における業務のうち「外部化・効率化」するために整理すべきとされている「業務の3分類」の内容

### (1) 環境整備

#### ①方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

- (イ) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、必要に応じて学校へ助言を行う。
  - (ロ) 業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、チェックリストやアンケートを活用して、自己点検・評価・見直しを行う。
  - (ハ) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (二) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- (ホ) ストレスチェックを全校全教育職員に実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。また、高ストレス者に対して、本人による希望があれば、医師等と面接指導を実施する。
  - (ヘ) 1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、申し出を行った教育職員には医師による面接指導を実施する。

## ②業務改善の推進

- (イ) 学校への調査・照会等の学校の各種研究会及び教育職員が参加する研修会等をICT化・整理・精選・リモート化により削減する。
- (ロ) 校務支援システムの有効活用について紹介し広める。
- (ハ) ICTを活用する環境を整備し、教材や指導案の共有化を行う。
- (ニ) 学校徴収金について、対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、市内全校において公会計化または業者委託による徴収金管理を行う。(「3分類」③関係)
- (ホ) 校務支援システムや共有フォルダの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。(「3分類」⑥関係)
- (ヘ) 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の設置に向け、令和8年度より他自治体での取り組みについて調査研究を実施する。(「3分類」⑥関係)
- (ト) 学校プールの管理業務について、令和8年度以降、学校における水泳授業を学校外の施設で実施し、原則、学校での管理を行わない。水泳授業における指導まで含めた外部委託についても検討を進める。(「3分類」⑨関係)
- (チ) 校内清掃について外部業者への委託化の検討を進める。(「3分類」⑫関係)
- (リ) 校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。(「3分類」⑯関係)
- (ヌ) 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を検討を進める。

③部活動の負担軽減

- (イ) 「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」の遵守状況を把握し、必要に応じてガイドラインの改訂を行う。
  
- (ロ) 休日に活動のある全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動についても、活動時間等の適正化を図る。また、部活動指導員の効果的な配置等について検討を進める。(「3分類」⑬関係)

## (2) 意識改革

### ④勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- (イ) 授業時数について調査研究を行い、週当たりの授業時数調整について検討する。
  - (ロ) 各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
  - (ハ) 年次休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- (ニ) 長期休業等の期間中に連続した学校閉庁日（夏季、冬季ともに9日間以上 ※土日祝日含め）の設定を行う。
- (ホ) 時差出勤勤務制度の導入について令和8年度中に検討を行い、令和9年度以降の段階的な実施を目指す。

### (3) 連携

#### ⑤学校を支援する人材の確保

- (イ) 教員業務支援員（SSS）の配置を促進したり、校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用したりすることによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。（「3分類」⑮⑯関係）
- (ロ) 特別支援教育支援員、学校司書、ICT支援員等の学校への配置を促進する。
- (ハ) 少人数指導教員や、部活動指導員等の学校への配置の促進と効果測定を行う。

#### ⑥学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

- (イ) 登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。（「3分類」①②関係）
- (ロ) 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (ハ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの学校への配置の促進及び生徒指導関係の校内会議への参加等、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。（「3分類」⑲関係）
- (ニ) 不登校児童生徒への対応にあたって、校内教育支援センターの拡充を図り、効果的な支援を促進する。（「3分類」⑲関係）
- (ホ) 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。（「3分類」⑤関係）

## 8 取組の検証・改善

四街道市教育委員会は、教育職員の勤務実態調査や意識調査等により、進捗状況を把握し、取組の検証を行っていく。また、検証を踏まえた新たな取組の追加及びこれまでの取組の見直しなど、プランの改定を適宜行っていく。

## 9 学校の具体的取組

### (1) 環境整備

#### ①方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ

- (イ) 業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、チェックリスト等を活用して、自己点検・評価を行う。
- (ロ) 校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教育職員の働き方に関する項目を明確に位置付ける。
- (ハ) 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

#### ②業務改善の推進

- (イ) 十分な効果が見込めない活動や行事等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- (ロ) 校長は、会議や打合せ等の効率化、事務の合理化を図る。
- (ハ) 学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。
- (ニ) 教育ネットワーク、校務支援システムやアプリ等を有効活用し、事務処理をより円滑に行えるよう工夫する。

#### ③部活動の負担軽減

- (イ) 「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、適切な運営を行う。また、実態に応じながら校内の部活動に関するガイドライン等の改訂を行う。
- (ロ) 部活動指導員について業務改善の視点を持って活用する。

## (2) 意識改革

### ④勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制

- (イ) 管理職は、教育職員の出退勤時刻を把握し、必要に応じて指導・助言を与える。
- (ロ) 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で**1086**単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- (ハ) 教育職員は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する。
- (ニ) 教育職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。
- (ホ) 校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。
- (ヘ) 教育職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。
- (ト) 校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、週休日、休日等も活用する。
- (チ) 校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。
- (リ) 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

(3) 連携

⑤学校を支援する人材の確保

(イ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学校司書、ICT支援員等について、業務改善の視点をもって活用する。

(ロ) 少人数指導教員やスクールサポートスタッフ、部活動指導員等について業務改善の視点をもって活用する。

⑥学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進

(イ) 校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。

(ロ) 教育職員の勤務時間及び学校が担う業務について保護者宛てに周知する。

## 10 一年単位の変形労働時間制の導入について

本制度は、令和3年度から導入が可能となったものであり、服務監督教育委員会や学校において講ずべき措置等、以下に掲げる様々な留意事項について遵守する必要がある

### (1) 時間外在校等時間の範囲について

本制度を適用するに当たっては、対象となる教育職員の在校等時間を以下の時間の範囲内であることを前提とする。

- イ サービス監督教育委員会及び校長は、本制度の趣旨に十分に留意した上で、適用しようとする期間の前年度において規則第9条1項に定められた時間(※1)の範囲内であることなどの在校等時間の状況や、在校等時間の長時間化を防ぐための取組の実施状況等を確認する。
- ロ 適用しようとする実施年度中の対象期間において、規則第9条3項に定められた時間(※2)の範囲内となることが見込まれる場合に限り、本制度の適用を行うことができる。
- ハ 本制度の適用後も、対象期間において、規則第9条3項に定められた時間(※2)の範囲内としなければならない。

※1 時間外在校等時間1か月当たり45時間、1年当たり360時間

※2 時間外在校等時間1か月当たり42時間、1年当たり320時間

### (2) 教育職員に関する措置について

サービス監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講じなければならない。

- イ 出退勤管理システムによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休養日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日(4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。)については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること

(3) 学校に関する措置について

服務監督教育委員会及び校長は、対象期間において、本制度の対象とする教育職員が属する学校について以下の全ての措置を講じなければならない。

- イ 部活動、研修その他の長期休業期間等における業務量の縮減を図ること
- ロ 超勤4項目の臨時又は緊急のやむを得ない業務を除き職員会議、研修等の業務については、通常の正規の勤務時間内に行うこと
- ハ 全ての教育職員に画一的に適用するのではなく、育児や介護を行う者等については配慮すること

(4) 制度導入に当たっての留意点について

本制度の導入に当たっては、以下の点に留意が必要である。

- ・本制度は、長期休業期間等において休日を中心して確保しようとする場合に限り、活用すべきものである。
- ・本制度の対象者の決定等に当たっては、校長が各教育職員と対話を行い、個々の事情を斟酌しながら丁寧に話し合うことが重要である。
- ・本制度を活用する場合における対象期間並びに対象期間の勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間等については、事前に教育職員に明示する必要がある。
- ・本制度の対象期間中に、指針に定める措置を講ずることが困難とならないよう、まずは服務監督教育委員会や学校において講ずべき措置を確実に実施することが必要である。
- ・前記の措置を実施したにもかかわらず、指針に定める措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明白となった場合には、服務監督教育委員会において、以降の総勤務時間の一部について、勤務時間の削減措置をする。

## 教育委員会の具体的取組チェックリスト

		取組内容	チェック	
(1) 環境整備	①方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	(イ)	時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、必要に応じて学校へ助言を行う。	
		(ロ)	業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、チェックリストやアンケートを活用して、自己点検・評価・見直しを行う。	
		(ハ)	各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。	
		(ニ)	取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。	
		(ホ)	ストレスチェックを全校全教育職員に実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。また、高ストレス者に対して、本人による希望があれば、医師等と面接指導を実施する。	
		(ヘ)	1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、疲労の蓄積が認められ、申し出を行った教育職員には医師による面接指導を実施する。	
	②業務改善の推進	(イ)	学校への調査・照会等の学校の各種研究会及び教育職員が参加する研修会等をICT化・整理・精選・リモート化により削減する。	
		(ロ)	校務支援システムの有効活用について紹介し広める。	
		(ハ)	ICTを活用する環境を整備し、教材や指導案の共有化を行う。	
		(ニ)	学校徴収金について、対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、市内全校において公会計化または業者委託による徴収金管理を行う。	
		(ホ)	校務支援システムや共有フォルダの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。	
		(ヘ)	学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の設置に向け、令和8年度より他自治体での取り組みについて調査研究を実施する。	
		(ト)	学校プールの管理業務について、令和8年度以降、学校における水泳授業を学校外の施設で実施し、原則、学校での管理を行わない。水泳授業における指導まで含めた外部委託についても検討を進める。	
		(チ)	校内清掃について外部業者への委託化の検討を進める。	
		(リ)	校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。	
		(ヌ)	勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を検討を進める。	
	③部活動の負担軽減	(イ)	「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」の遵守状況を把握し、必要に応じてガイドラインの改訂を行う。	
		(ロ)	休日に活動のある全ての部活動の地域展開を実施する。平日の部活動についても、活動時間等の適正化を図る。また、部活動指導員の効果的な配置等について検討を進める。	

(2) 意識改革	④勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	(イ)	授業時数について調査研究を行い、週当たりの授業時数調整について検討する。	
		(ロ)	各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。	
		(ハ)	年次休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。	
		(ニ)	長期休業等の期間中に連続した学校閉庁日（夏季、冬季ともに9日間以上 ※土日祝日含め）の設定を行う。	
		(ホ)	時差出勤勤務制度の導入について令和8年度中に検討を行い、令和9年度以降の段階的な実施を目指す。	
(3) 連携	⑤学校を支援する人材の確保	(イ)	教員業務支援員（SSS）の配置を促進したり、校務支援システムの機能や自動採点システム等を活用したりすることによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。（「3分類」⑮⑯関係）	
		(ロ)	特別支援教育支援員、学校司書、ICT支援員等の学校への配置を促進する。	
		(ハ)	少人数指導教員や、部活動指導員等の学校への配置の促進と効果測定を行う。	
	⑥学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進	(イ)	登下校に関する対応や勤務時間外での生徒指導等について、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を一層強化する体制を構築する。	
		(ロ)	保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。	
		(ハ)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの学校への配置の促進及び生徒指導関係の校内会議への参加等、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。	
		(ニ)	不登校児童生徒への対応にあたって、校内教育支援センターの拡充を図り、効果的な支援を促進する。	
		(ホ)	保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備する。	

## 学校の具体的取組チェックリスト

		取組内容	チェック	
(1) 環境整備	①方針及び行動計画等の徹底及びフォローアップ	(イ)	業務改善方針・計画や、実施する業務改善の取組について、チェックリスト等を活用して、自己点検・評価を行う。	
		(ロ)	校長は、学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教育職員の働き方に関する項目を明確に位置付ける。	
		(ハ)	校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。	
	②業務改善の推進	(イ)	十分な効果が見込めない活動や行事等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。	
		(ロ)	校長は、会議や打合せ等の効率化、事務の合理化を図る。	
		(ハ)	学校に設置されている様々な委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一等、業務の適正化に向けた運用を行う。	
		(ニ)	教育ネットワーク、校務支援システムやアプリ等を有効活用し、事務処理をより円滑に行えるよう工夫する。	
	③部活動の負担軽減	(イ)	「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」に則り、活動方針を策定し、適切な運営を行う。また、実態に応じながら校内の部活動に関するガイドライン等の改訂を行う。	
		(ロ)	部活動指導員について業務改善の視点を持って活用する。	
	(2) 意識改革	④勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制	(イ)	管理職は、教育職員の出退勤時刻を把握し、必要に応じて指導・助言を与える。
(ロ)			各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。	
(ハ)			教育職員は、月当たり正規の勤務時間を45時間を超えて在校することがないように、1日当たりの在校時間を調整する。	
(ニ)			教育職員は、週休日である土曜日・日曜日に業務に従事する場合は、必ずどちらか一方とし、連続して業務に従事しないようにする。	
(ホ)			校長は、特に定時退勤に努める日として、週に1日は定時退勤日を必ず設ける。	
(ハ)			教育職員は、長期休業期間中において、定時退勤に努める。	
(ト)			校長は、連続した休暇の取得奨励の一つとして、週休日、休日等も活用する。	
(チ)			校長は、職員や家族の誕生日、結婚記念日、子供の学校行事等を家族とともに過ごす日として、年次休暇の取得を奨励する。	
(リ)			11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。	

(3) 連携	⑤ 学校を支援する人材の確保	(イ)	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、学校司書、ICT支援員等について、業務改善の視点をもって活用する。	
		(ロ)	少人数指導教員やスクールサポートスタッフ、部活動指導員等について業務改善の視点をもって活用する。	
	⑥ 学校・家庭・地域及び関係機関等との連携の推進	(イ)	校長は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。	
		(ロ)	教育職員の勤務時間及び学校が担う業務について保護者宛てに周知する。	